

外部資金受入りに係る諸規程に関するQ&A

【全 体】

Q1：今回の改正点は？

A1：現行の外部資金の受入れにあつては、「受託研究規程」を定めて受入れ事務手続きを進めておりますが、共同研究及び教育研究助成金の受入れにあつても同規程を準用して事務手続きを行っているところです。そのため、企業等及び学内の関係者の皆様より外部資金の受入れ手続きが分かりにくいとの声がありましたので、外部資金受入れの現状に即した規程の制定を図るものです。

つきましては、現行の「受託研究規程」を廃止し、学外から委託を受けて研究を実施する「受託研究規程」及び学外の研究機関等と対等の立場で研究を実施する「共同研究規程」の規程を新たに整備します。

また、学会又は財団等から受入れる研究奨励金及び企業等から受入れる教育研究寄付金に係る「教育研究助成金等規程」を新たに整備します。

この外部資金の受入れに係る「受託研究規程」等の整備により外部資金の受入れ手続きを明確にし、外部資金の受入れを充実させることによって本学の教育・研究の一層の活性化を図るものです。

○ 主な改正点等

① 現状に即して、以下のとおり規程の整備を図ります。

東北学院大学受託研究規程（平成9年4月1日制定第6号）を廃止

東北学院大学受託研究規程の制定（現状に即し、条文を一新する。）

東北学院大学共同研究規程の制定（新規）

東北学院大学教育研究助成金等規程の制定（新規）

② 「受託研究」、「共同研究」及び「教育研究助成金等」の定義を明確にしました。

③ 「間接経費」及び「一般管理費」を定義し、受託研究では間接経費として直接経費の30%、共同研究では間接経費として直接経費の10%、教育研究助成金等では一般管理費として寄付金等の5%のご負担をお願いすることになりました。

本学においては、事業の見直しや業務の改善により経費の節減を図っているところですが、研究の推進に伴う施設整備、研究機器等の充実、管理経費の増加等が見込まれますので、本学の研究推進にご理解を賜り間接経費又は一般管理費のご負担をお願いするものです。

なお、間接経費の適用につきましては、本規程の施行日（平成26年11月19日）以前に、既に一般管理費5%を前提にした複数年度の契約更新に合意している場合、または一般管理費5%を条件にした新規契約に合意している場合の受託研究又は共同研究の締結にあつては、施行日前の一般管理費に相当する間接経費5%のご負担をお願いします。

④ 外部資金受入りに係るそれぞれの申込書、受入れ承諾書の様式を定めました。

Q2：間接経費はどのように使用されるのですか？

A2：競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成13年4月20日付け）による「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」で示している具体的な間接経費の主な使途の例示を参照し、「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」に基づき、適正に使用

します。

Q 3 : いつから適用するのですか？

A 3 : 申込書、受入れ承諾書の様式及び教育研究助成金等規程に定める「一般管理費」については、施行日から適用します。また、受託研究規程及び共同研究規程に定める「間接経費」については、研究開始日が平成27年4月1日以降の契約から適用します。

【東北学院大学受託研究規程関係】

Q 4 : 受託研究に係る間接経費30%の根拠は？

A 4 : 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成13年4月20日付け）による「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」で示された『間接経費の額は、直接経費の30%にあたる額とすること。』に準じて、主に国の経費から配分される競争的資金に定着している間接経費30%のご負担をお願いしています。

Q 5 : 地方公共団体、公益法人等からの委託事業に関して、事業規模が小さく、間接経費の負担が過重となり負担できない場合は？

A 5 : 地方公共団体等の公益性が高い事業等については、第6条「ただし」書きにより、学長の承認を得て乗率を変えるか、免除することができます。なお、国等が一般企業等に付託した委託事業で、間接経費が計上されていない場合については、同条前文に準じ付託した国等の定めに従って取り扱うこととなります。

Q 6 : 一部の企業等との受託研究契約では、契約書の諸経費欄に「一般管理費」と記載されている例がありますが、教育研究助成金規程の「一般管理費」と同様に5%とすべきですか？

A 6 : この場合の「一般管理費」とは、本学の受託研究規程でいう「間接経費」に相当します。従って、契約上は「一般管理費」と記載しますが、「間接経費」相当分に当たる直接経費の30%のご負担をお願いすることとなります。

【東北学院大学共同研究規程関係】

Q 7 : 共同研究に係る間接経費10%の根拠は？

A 7 : 受託研究の間接経費負担30%を参考にして、共同研究の相応の負担分を考慮し10%のご負担をお願いするものです。

Q 8 : 間接経費は必ず負担しなければなりませんか？

A 8 : 協定等に基づく共同研究の場合で、直接経費を計上しない場合は間接経費も計上しないこととなります。（例として、大学間協力協定、国土交通省東北整備局との連携協力協定などが挙げられます。）

また、協定等の締結が無い場合でも、地方公共団体、大学、高専等との公益性が高い共同研究又は本学の教育研究上有意義である共同研究の場合に限り、共同研究規程第5条2項の「ただし書き」により直接経費の一部又は全額を免除、第5条第4項により学長の承認を得て間接経費を減額又は免除することができることとしています。

【東北学院大学教育研究助成金等規程関係】

Q 9 : 一般管理費 5 % の根拠は？

A 9 : 現行の受託研究規程第 5 条 2 項に定めている「研究費用のうち 5 % は施設使用等に要する経費とする。」を踏襲し、教育研究助成金等規程第 2 条 5 項及び第 6 条において「一般管理費 5 %」としています。本学においての研究推進にご理解を賜り、「受託研究」及び「共同研究」の間接経費同様に「一般管理費」のご負担をお願いしています。

以上